

活力ある地方の実現に向けた地方への人の流れの創出

令和3年3月22日
武田議員提出資料

活力ある地方の実現に向けた地方への人の流れの創出①

- コロナ禍の影響を受け、密な都市生活を回避する新たな価値観が芽生え、テレワーク等の普及により国民の意識や行動が変容。
- このタイミングを捉え、**東京一極集中の是正**に向けて、**都市部の多様な人材の地方回帰を支援**することが重要。
- 総務省としても、施策を結集して、人の流れを創出し、活力ある地方の実現**に取り組む。

地域おこし協力隊インターンの創設（令和3年度～）

- ・「地域おこし協力隊（※）」の隊員数を令和6年度に隊員数を8,000名にする目標の達成に向け、**応募者の裾野を拡大していくことが重要**。

（※）3大都市圏等から条件不利地域等に移住して、概ね1～3年の間、地域協力活動を行い、地域への移住・定住にも繋げる取組。

- ・2泊3日程度の「おためし地域おこし協力隊」に加えて、**2週間～3ヶ月、実際の隊員と同様の活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン」を新たに創設**。

- ・インターン参加者の活動に要する経費等について地方財政措置。

<地域おこし協力隊について>

- ・隊員数：
89名（H21）→1,629名（H26）→5,503名（R元）
- ・活動例：観光振興、地場産品開発、生活支援等
- ・隊員の約7割が20歳代と30歳代
- ・任期終了後、約6割が同じ地域に定住

地域プロジェクトマネージャー制度の創設（令和3年度～）

- ・市町村が重要プロジェクトを実施する際に、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組めるよう、これらの関係者間を橋渡しする「ブリッジ人材」としての「地域プロジェクトマネージャー」制度を創設**。

- ・地域プロジェクトマネージャーは、地域の実情の理解、専門的な知識、幅広い人脈、受入団体及び地域との信頼関係などを有する地域おこし協力隊OB・OGや、地域と関係の深い専門家・企業人材等から市町村が採用。活動期間は1～3年間。

- ・3大都市圏等から条件不利地域等に移住することが要件（地域おこし協力隊と同様）。

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費について地方財政措置。

活力ある地方の実現に向けた地方への人の流れの創出②

『地域活性化起業人（企業人材派遣制度）』（令和3年度～「地域おこし企業人」を刷新）

- 地方圏への人の流れを創出するため、三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において「観光振興」「地域産品の開発・販路拡大」「ICT活用」等の地域の魅力向上に繋がる業務に従事。
- 来年度から、受入市町村を拡大するとともに、その活動内容としても、地域企業の生産性向上などに向けたハンズオン支援を含め、地域の活性化に向けて幅広く活動を行う「地域活性化起業人」としてリニューアル。

派遣対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等であれば派遣時に三大都市圏に勤務していることは不要

受入市町村

三大都市圏外の市町村

※三大都市圏内でも、条件不利地域や人口減少率が高い市町村等は受入可

令和3年度から受入エリアを拡大
(1,429市町村が受入れ可)

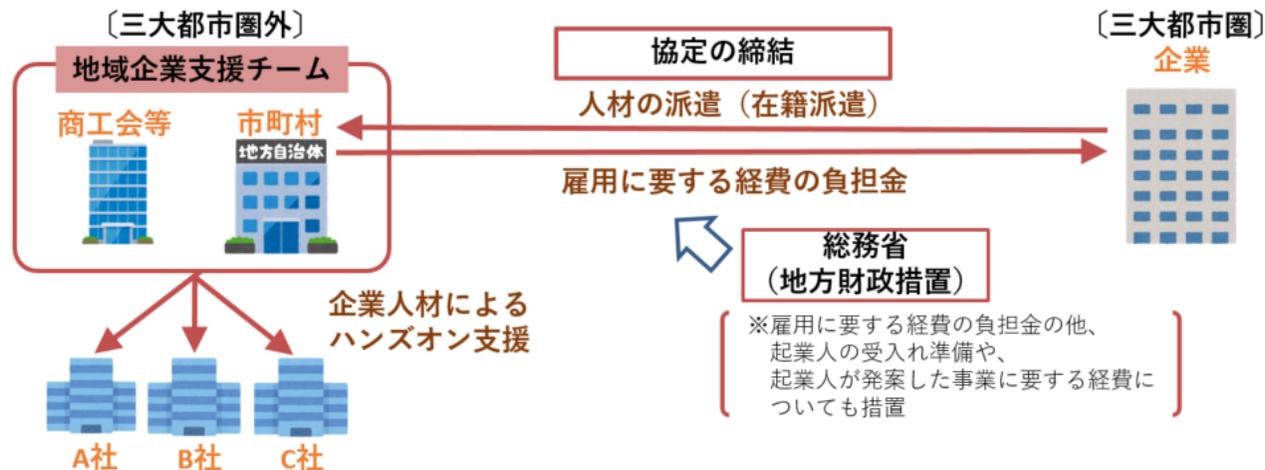
期間

6カ月～3年間

過去実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
人数	22名	28名	37名	57名	70名	95名
団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体

<地域企業の経営支援における活用イメージ>



【デジタル環境整備について】

○テレワークの推進

- ・テレワーク導入を検討する中小企業等を対象とした、専門家による無料相談の実施
- ・セミナー・相談会の実施などを通じた地域におけるサポート体制の整備
- ・テレワークに必要なサテライトオフィスの整備を行う地方自治体等に対する助成などに取り組むこととしている。

○光ファイバの整備

テレワーク等を導入する上で必要な光ファイバの整備については、令和2年度補正予算などにより、500億円を超える予算を計上している。加えて、その整備の地方負担については、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を設けるなどの地方財政措置を講じている。これらにより、市町村が希望する全ての地域での基盤整備を進めることとしている。

※高度無線環境整備推進事業（令和2年度当初予算52.7億円、第1次補正予算30.3億円、第2次補正予算501.6億円、令和3年度予算案36.8億円）

【二地域居住支援について】

- 総務省ではこれまで、地方公共団体が実施する移住・定住対策について地方財政措置を講じてきたところ、令和3年度から、二地域居住支援についても新たに対象とすることとしている。

また、地方への移住・交流関連の情報提供や相談支援の一元的な窓口となる「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口至近に常時開設している。

【関係人口について】

- 総務省としては、全国各地で「関係人口」が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献し、その地域の担い手として活躍いただく姿を目指しており、令和3年度においては、これまで実施してきたモデル事業の成果を横展開するとともに、新たに地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の実装化を図る。

【大都市圏における広域的なマネジメントについて】

- 首都圏をはじめとする大都市圏における医療サービスの提供等についての広域的なマネジメントのあり方については、各種の行政分野における課題の検討を踏まえて政府として対応する必要があると考えており、総務省としても関係府省による検討にしっかりと協力していく。

【都道府県による市町村の補完・支援、広域連携の推進について】

- 今後顕在化する人口構造等の変化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含めたリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくために、市町村が、市町村間の広域連携や都道府県による補完・支援などの多様な手法の中から最も適したものを自ら選択していくことは重要であり、そのため、総務省としても引き続き地方公共団体間の多様な広域連携を推進していく。

【ICT人材等専門人材の活用等について】

- 総務省においては、デジタル庁、都道府県と連携して、市町村において複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように、支援の仕組みを構築していく。（新たに、市町村がCIO補佐官等として、外部人材を任用等する場合の経費について、地方財政措置を講ずる。）
- また、デジタル庁と連携して、自治体職員との対話や研修、人事交流等を通じて自治体のデジタル人材育成に寄与していく。